

感染症対策における 臨時的診療報酬算定のお知らせ

令和3年4月1日から、感染症対策を講じて診療した際の報酬が新設されました。

医科外来等感染症対策実施加算:5点

ご理解とご協力をお願いします。

〈当院での感染症対策〉

- 1.職員に対して、サージカルマスクの着用、手指衛生を適切に実施している
- 2.職員に対して、毎日(朝、夕)の検温等の健康管理を適切に実施している
- 3.職員が身体の不調を訴えた場合に適切な対応を講じている
- 4.患者様、取引業者様等に対して、マスクの着用、手指衛生の適切な実施を指導している
- 5.発熱患者様への対応として、事前に電話での受診相談を行う、または対応できる医療機関へ紹介する等の対策を講じている
また、発熱患者様を診察する場合には、時間的または空間的に動線を分ける等の対策を講じている
- 6.受付における感染予防策(遮蔽物の設置等)を講じている
- 7.患者様間が一定の距離を保てるよう必要な措置を講じている
- 8.共用部分、共有物等の消毒、換気等を適時、適切に実施している
- 9.マスク等を廃棄する際の適切な方法を講じている

